

7 公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対象施設等
国 所得 税 法 人 税	特別償却	建 物 騒音防止用設備
		構 築 物 汚水処理用設備 ばい煙処理用設備
		機 械 及 び 装 置 汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 窒素酸化物抑制設備 脱臭用設備 振動防止用設備 産業廃棄物処理用設備
	無 公 害 化 生 産 設 備	イオン交換膜法電解装置 無振動鋳造型造型機
		地下水くみ上げ 規制地域におけ る工業用水道等 への転換設備 構 築 物 機 械 及 び 装 置
	特別償却 又は 税額控除	公 害 防 止 用 設 備 石炭関連公害防止用設備 機 械 及 び 装 置 エネルギー効率利用型公害防止用設備 中小企業者等の石油以外のエネルギー利用設備の使用に伴い 生ずる公害防止のために直接必要な設備

(昭和60年4月1日現在)

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の $\frac{22}{100}$ の特別償却を認める。	租税特別措置法(以下「租特法」という。)第11条第1項及び第43条第1項の表の1号
青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の $\frac{16}{100}$ の特別償却を認める。	租特法第11条第1項及び第43条第1項の表の2号
青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の $\frac{16}{100}$ の特別償却を認める。	租特法第11条第1項及び第43条第1項の表の3号
青色申告書を提出する個人・法人について、次の特別償却又は税額控除のいずれかを認める(左の下欄の機械及び装置については、中小企業者が一定の事業の用に供した1台又は1基の取得価額が140万円以上のものに限る。) 1 特別償却 普通償却のほか初年度に取得価額の $\frac{30}{100}$ の特別償却 2 税額控除 初年度の所得税又は法人税の額から取得価額の $\frac{7}{100}$ に相当する金額(事業所得に係る所得税又は法人税の額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額を限度)の控除	租特法第10条の2及び第42条の5

区分	項目	対象施設等		
国 所 得 税	特殊の減価償却資産の耐用年数	汚水処理用、ばい煙処理用減価償却資産	取得時期区分	
			種 類	細 目
			構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造
				鉄筋コンクリート造
				石 造
				れんが造
				コンクリート造
				金属造
				土 造
				木 造
合成樹脂造				
機械及び装置（ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。）				
法 人 税	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	公害規制地域におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、汚水排出施設の移転又は廃棄に伴い譲渡される土地等、建物又は構築物（譲渡資産という。）を譲渡した場合であつて公害規制地域以外の区域において土地等又はその土地等の取得に伴い取得される建物、構築物若しくは機械及び装置（買換資産という。）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したときの買換資産		
	特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例			

優 遇 措 置 の 内 容						根 拠 法 令
昭 44.3.31 以前に取得したもの			昭 44. 4. 1 以後に取得したもの			減価償却資産 の耐用年数等 に関する省令 第 2 条第 2 項 第 1 号及び第 2 号 同令別表第 6 及び別表第 7 同令附則別表 1 及び別表 2
槽、塔、水 路、貯水池	その他（汚 水処理用の み）	高さ70m以上 の煙突(は、煙 処理用のみ)	槽、塔、水 路、貯水池	その他（汚 水処理用の み）	高さ70m以上 の煙突(は、煙 処理用のみ)	
20 年	30 年		30 年	30 年		
20	30	20 年	30	30	30 年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15		15	15		
10	15	7	15	15	10	
10（汚水処 理用のみ）	15		15（汚水処 理用のみ）	15		
7（〃）	9		10（〃）	10		
7（〃）	9		10（〃）	10		
7			7			
<p>法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法若しくは、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した額を損金算入する。</p> <p>個人にあっては、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額以下であるときは譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときはその超える部分の譲渡があったものとして、その譲渡資産が長期保有のものであれば長期譲渡所得の課税の特例を、短期保有のものであれば短期譲渡所得の課税の特例を適用する。</p>						租特法第87条 及び第87条の 4 及び第65条 の 7 及び第65 の 9
<p>法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合に、譲渡資産の譲渡の対価のうち買換資産の取得に充てようとする金額に差益割合</p> <p style="text-align: center;">($\frac{\text{譲渡資産の対価} - \text{譲渡資産の帳簿価額} - \text{譲渡経費}}{\text{譲渡資産の対価}}$)</p> <p>を乗じて得た額を特別勘定として経理したときは、その額を損金に算入する。</p>						租特法第65条 の 8

区分	項目	対象施設等
国税	所得税・法人税の特例 特定の基金に対する負担金の必要経費又は損金算入の特例	大蔵大臣が指定する公益法人等に対する公害の発生による損失補てん又は公害発生の防止業務に係る基金に充てるための負担金
	登録免許税の軽減	事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号及び第3号に定める土地に係る当該組合員等が行う所有権の移転の登記
地方税	固定資産税 非課税	石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤で一定のもの
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの (3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの (4) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの (5) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場並びに同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>左の負担金を支出した者について、その支出した金額を一時の必要経費又は損金に算入する。</p>	<p>租特法第28条の2及び第66条の12</p>
<p>組合員が昭和59年4月1日から昭和61年3月31日までの間に組合等より取得した土地で、組合等の取得後1年以内に当該組合員が受ける登記に限り登録免許税の税率は2.0%の軽減税率を適用する。</p>	<p>租特法第78条の3第2項</p>
<p>非 課 税</p>	<p>地方税法第348条第2項</p>
<p>公共の危害防止のため設置されたもの((4)は昭和52年6月18日以後に新設されたもの、(6)の一般廃棄物の最終処分場は昭和55年1月2日以後に取得されたものに限る。)は、昭和57年度から昭和60年度までの各年度分に関し非課税</p>	<p>地方税法附則第14条</p>

区分	項目	対象施設等
地方 地 産 税	課税標準 の特例	工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のもの
		(1) 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用煙突で高さ70m以上のもの (2) 鋳物廃砂の再生処理施設で一定のもの (3) 騒音防止施設(消音器、遮音塀)で一定のもの (4) 振動防止設備(吊基礎、直接支持基礎等)で一定のもの
		租特法第11条第1項の表の第2号及び第43条第1項の表の第2号に掲げる公害の発生を抑制し、又は著しく減少させる性能を有する機械、その他の生産設備(特定生産設備とはカ性ソーダの製造のためのイオン交換膜法電解装置)
		租特法第11条第1項の表の第4号及び第43条第1項の表の第5号に掲げる資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備
不動 産 取 得 税	非課税	空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のものの取得
	課税標準 の特例	(1) 事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得 (2) 空港周辺整備機構が昭和61年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
昭和51年度から昭和60年度までに限りその課税標準を $\frac{1}{6}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第6項
昭和59年度分及び昭和60年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第7項
昭和60年3月31日まで(特定生産設備については、昭和61年6月30日まで)に新たに取得されたものについて、課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{3}{5}$ (特定生産設備のうち昭和60年1月1日から昭和61年6月30日までの間に新たに取得されたものについては $\frac{2}{3}$)に軽減する。	地方税法附則第15条第28項
昭和60年3月31日までに新たに取得されたものについて、当初課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{3}{5}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第24項
非 課 税	地方税法第73条の4第1項第19号の3
<p>(1) その課税標準たる価格から次の額を控除する。 価格×$\frac{\text{譲渡しの対価の額}-\text{引渡しの引渡しを受ける時までに支払うべき額}}{\text{譲渡しの対価の額}}$ (昭和61年3月31日までの取得については、昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項の規定を適用すれば控除すべきとされる額と上の計算により控除すべきとされる額の差額の$\frac{3}{5}$(ただし、昭和59年3月31日までの取得については$\frac{4}{5}$)に相当する額を上の計算により控除すべきとされる額に計算した額を価額から控除する。)</p> <p>(2) 当該土地の価格の$\frac{2}{3}$に相当する額を価格から控除する。</p>	地方税法第73条の14第7項 昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項 地方税法附則第11条第8項及び第9項

区分	項目	対象施設等
地方	不動産取得税	<p>納税義務の免除</p> <p>事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得</p>
	自動車税	<p>税率の特例</p> <p>電気自動車</p>
	自動車取得税	<p>税率の特例</p> <p>電気自動車の取得</p>
	軽自動車税	<p>税率の特例</p> <p>電気を動力源とする軽自動車等で一定のもの</p>
税	特別土地保有税	<p>非課税</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設の用に供する土地</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの用に供する土地</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの用に供する土地</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設又は同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの用に供する土地</p>

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
納税義務を免除する。	地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例(以下「条例」という。)第42条の15の5第1項
昭和60年度分及び昭和61年度分の電気自動車に係る自動車税の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする。	地方税法附則第12条の2条例附則第9条
昭和62年3月31日までに電気自動車を取得した場合の税率は、通常の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第4項 条例附則第11条第2項
昭和60年度及び昭和61年度分について、昭和59年改正前の税率に据え置く。	地方税法附則第30条の2
公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得については非課税	地方税法第586条第2項

区分	項目	対象施設等
地方	特別土地保有税	<p>(5) 工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のものの用に供する土地</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設で（廃プラスチック類の油化処理施設を含む。）一定のものの用に供する土地</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のものの用に供する土地</p> <p>(8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のものの用に供する土地</p> <p>(9) 振動規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する振動を防止するための施設で一定の用に供する土地</p>
		<p>(10) 公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第1号から第3号までに規定するばい煙処理施設等の用に供する土地</p> <p>(11) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設で一定のものの用に供する土地</p>
税	事業所税	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けて、又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設</p>
		<p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設（事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下00まで同じ。）</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p>

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得については非課税</p>	<p>地方税法第 586条第2項</p>
<p>非 課 税</p>	
<p>非 課 税</p>	<p>地方税法第 701条の84第 3項</p>
<p>資産割及び新增設に係る事業所税の非課税</p>	<p>地方税法第 701条の84第 4項</p>

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地 事 業 方 所 税 税	非 課 税	(5) 工業用水道又は水道を事業の用に供する一定の個人又は法人が工業用水法に規定する許可井戸に代えて工業用水道事業法第2条第8項に規定する工業用水道又は水道法第3条第1項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で一定のもの
		(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の油化処理施設を含む。)で一定のもの (7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの (8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設(鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの (9) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第11号に規定する廃油処理施設
	(10) 港湾法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設 (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業(当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書きの規定により行うし尿浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。)の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (13) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	
		公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号に規定する施設を新增設の日から5年以内に取得したことにより、新增設したとみなされる施設
	課税標準の特例	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>資産割及び新增設に係る事業所税の非課税</p>	<p>地方税法第 701条の84第 4項</p>
<p>新增設に係る事業所税の非課税</p>	<p>地方税法第 701条の84第 8項</p>
<p>従業者割について課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p>	<p>地方税法第 701条の41第 1項</p>

区分		項目	対 象 施 設 等
地 事 方 業 所	課税標準 の特例		(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業(当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書きの規定により行うし尿浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。)の用に供する施設のうち事務所以外の施設
			(3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
税 税			公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第1種区域内において同法第9条の8第2項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で一定のもの

- (注) 1. この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。
2. 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優 遇 措 置 の 内 容	根 拠 法 令
<p>従業者割について課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p>	<p>地方税法第 701条の41第 1項</p>
<p>新增設に係る事業所税の課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p>	